

第 62 回女性の地位委員会

2018 年 3 月 12～23 日

農山漁村の女性と女児のジェンダー平等及び エンパワーメント達成のための課題と機会

合意結論（仮訳）

1. 女性の地位委員会は、「北京宣言及び行動綱領」、第 23 回国連特別総会の成果文書、第 4 回世界女性会議 10 周年、15 周年及び 20 周年記念の機会に委員会が採択した宣言を再確認する。
2. 委員会は、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「児童の権利に関する条約」及びそれらの選択的議定書、並びに「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」などのその他関連条約と協定は、すべての女性と女児のジェンダー平等とエンパワーメントを実現し、農山漁村地域に住む人を含むすべての女性と女児があらゆる人権と基本的自由を一生を通じて完全かつ平等に享受するための国際的な法的枠組みと包括的な一連の対策を提供するものであることを改めて表明する。
3. 委員会は、「北京宣言及び行動綱領」とそのレビューの成果文書、並びに関連主要国連会議とサミットの成果、同会議とサミットのフォローアップにより持続可能な開発に向けた堅固な基盤が構築されたこと、「北京宣言及び行動綱領」の完全かつ効果的な実施を加速させることが、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の実施、並びに農山漁村地域に住む人を含むすべての女性と女児のジェンダー平等とエンパワーメントの達成に重要な貢献をもたらすことを再確認する。
4. 委員会は、「国際人口開発会議の行動計画」及びそのレビューの成果文書など、関連国連サミットと会議でなされたすべての女性と女児のジェンダー平等とエンパワーメントについての約束を再確認する。「小島嶼開発途上国（SIDS）行動モダリティ推進（SAMOA）への道」、「仙台防災枠組み」、「アディスアベバ行動目標」及び「ニュー・アーバン・アジェンダ」が、とりわけ農山漁村の女性と女児の状況改善に寄与するものであることを認識する。委員会はまた、「気候変動に関する国際連合枠組条約」のもとで採択された「パリ協定」を想起する。
5. 委員会はまた、国連「発展の権利に対する宣言」及び「難民と移民のためのニューヨーク宣言」を想起する。
6. 委員会は、農山漁村に住む人を含む女性の経済的エンパワーメントに重要な女性が働く権利と職場における女性の権利の実現に係る国際労働機関の関連基準の重要性を認める。国際労働機関のディーセントワーク・アジェンダ及び「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」を想起し、農山漁村などの地域でもこれを効果的に実施することの重要性を指摘する。
7. 委員会は、農山漁村地域に住む人を含むすべての女性と女児のジェンダー平等とエンパワーメントの達成に際して、それぞれの域内・国内における地域条約、手段、取り組みやそれらのフォローアップ・メカニズムが果たす重要な役割を認める。

8. 委員会は、農山漁村地域に住む人を含むすべての女性と女兒のジェンダー平等及びエンパワーメントの達成と、「北京宣言及び行動綱領」の完全で効果的かつ迅速な実施及び「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」のジェンダーに対応した実施との間の相互補強的な関係を強調する。農山漁村の女性と女兒のジェンダー平等とエンパワーメントや経済における女性の完全かつ平等な参加とリーダーシップは、持続可能な開発の達成、平和で公正かつインクルーシブな社会の推進、インクルーシブで息の長い持続可能な経済成長の強化と生産性の向上、あらゆる場所におけるあらゆる形態・様相の貧困の終結、すべての人への福祉の確保に不可欠であることを認める。

9. 委員会は、開発の権利を含むすべての女性と女兒の人権と基本的自由の推進、保護、尊重は、普遍的かつ不可分で、相互に依存し関わり合っており、女性の経済的エンパワーメントにとって重要なものであり、貧困の撲滅と女性の経済的エンパワーメントを目指すすべての政策とプログラムに組み込むべきであることを再確認する。すべての人が経済的・社会的・文化的・政治的開発に参加・貢献し、これを享受できるように、また、市民的・政治的・経済的・社会的・文化的権利の推進、保護及び完全な実現に対して同等の配慮が払われ緊急の検討がなされるように、対策を講じる必要があることも再確認する。

10. 委員会は、農山漁村の女性の平等な経済的権利、経済的エンパワーメント及び自立が「2030 アジェンダ」の達成に不可欠であることを認識する。女性と男性、並びに必要なに応じて男児と女兒が、土地や天然資源などの経済及び生産資源、財産と相続権、新規及び既存の適正技術、マイクロファイナンスを含みこれに限定されない金融商品及びサービス、並びに農山漁村地域の農業及び非農業活動における完全かつ生産的な女性の雇用とディーセントワークや同一労働同一賃金または同一価値労働同一賃金に平等にアクセスする権利を実現するために、法制その他の改革を実施することが重要であることを明確に示す。

11. 委員会は、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の普遍的、包括的、不可分の性質を反映し、様々な国の実態、能力、開発レベルを考慮に入れ、各国の政策余地とリーダーシップを尊重しつつ、関連国際規定と約束に沿った形で、女性と女兒のジェンダー平等とエンパワーメントを達成するまとまりのある持続可能な開発戦略を策定するなどして、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の包括的な実施が必要であることを改めて表明する。委員会は、「2030 アジェンダ」の進捗に関して、国内・域内・グローバルなレベルでフォローアップとレビューを行う第一義的な責任が各国政府にあること確認する。

12. 委員会は、すべての女性と女兒、とりわけ農山漁村地域の女性と女兒のジェンダー平等とエンパワーメントの達成における進展や人権の実現が妨げられているのは、歴史的・構造的な男女間の不平等な力関係、貧困、資源へのアクセス・所有・管理の不平等と不利、機会均等の格差の拡大、全国均一の医療サービス並びに中等・中等後教育への限定的なアクセス、ジェンダーに起因する暴力、差別的な法律と政策、否定的な社会規範とジェンダーに関する固定観念、無報酬の育児・介護や家事の不平等な分担のためであることを認識する。ジェンダー平等を実現して農山漁村の女性と女兒に力を与えるために、こうした構造的な障壁をすぐ排除することが早急に必要であることを強調する。

13. 委員会は、農山漁村のすべての女性と女兒が複合的かつ交差的な形態の差別や疎外にしばしば直面していることを認める。農山漁村の女性の状況及び状態の多様性を尊重し価値を認めて、エンパワーメントを妨げる固有の障壁に直面している女性がいることを認識する。また、すべての女性と女兒が同じ人権を持つ一方で、異なる状況にある農山漁村の女性と女兒には、適切な対応を要する固有のニーズと優先事項があることを強調する。

14. 委員会は、16 億人の人々がいまだ多次元貧困の中で暮らし、極貧困層の 80 パーセント近くが農山漁村地域に住んでいることに懸念を表明し、貧困撲滅の進展が一様ではなく、不平等が拡大していることを認める。貧困が農山漁村地域に住む人を含むすべての女性と女兒のジェンダー平等とエンパワーメントの達成を妨げる深刻な障害となっており、貧困の女性化が続いていることに懸念を表明する。極度の貧困を含むあらゆる形態・様相の貧困を撲滅することが、持続可能な開発に必要な不可欠な要件であることを強調する。すべての女性と女兒のジェンダー平等とエンパワーメントの達成は貧困の撲滅と相互補強的な関係にあることを認める。あらゆる形態・様相の貧困を撲滅するための各国の取り組みを支援する重要性を強調する。

15. 委員会は、農山漁村に住む多くの女性が、中でも経済的な資源や機会、ディーセントワーク、社会的保護、良質な教育、医療サービスを含む公衆衛生、司法、持続可能かつ時短・省力化のためのインフラや技術、土地、水、衛生施設などの設備、並びに金融サービス、融資、普及サービス、農業投入財へのアクセスが限定的または欠如していること、また金融サービスへの取り込みが限られていることにより、いまだに差別や疎外の対象となっており、経済的・社会的に不利益を受け続けていることに懸念を表明する。

16. 委員会は、貧困の撲滅において、また持続可能な農業、農山漁村開発、漁業の向上において、農山漁村の女性が不可欠な担い手として果たしている重要な役割と貢献を認識する。こうした分野で意味のある進展を果たすには、男女格差を縮小し、農業や漁業分野などにジェンダーに対応した適切な政策、介入、イノベーションを導入し、農業・漁業に関する技術、技術支援、生産資源、土地保有権保障に女性が平等にアクセスでき、土地・森林・水海産資源の所有と管理や地元・地域・国際市場への参加が可能であることがとりわけ必要であることを明確に示す。

17. 委員会は食料への権利を再確認し、地元及び国内経済、食料生産、とりわけ貧困家庭と脆弱家庭における食料確保と栄養改善の達成、並びに家族経営の農場や女性主導の農場事業などを通じた家族とコミュニティの福祉に、農山漁村の女性が果たす重要な貢献を認識する。女性が世界の食料生産に大きく貢献する一方で、ジェンダー不平等と差別が一因となって、女性と女兒が飢餓や食料不足に過度に影響を受けていることに深い懸念を表明する。発展途上国の食料不足、栄養不良、過度な価格変動、食料危機に対する短期的・長期的対応において女性が重要な役割を果たしていることを認識する。

18. 委員会は、農山漁村地域などで、ジェンダーに対応した良質で信頼性があり持続可能かつレジリエントなインフラ、とりわけ安全な飲み水と衛生施設、エネルギー、輸送、灌漑用水、情報

通信技術をはじめとするテクノロジー、その他アクセスしやすい公共サービスのための物的インフラへの投資の重要性を強調する。

19. 委員会は、女性と女兒のエンパワーメントを実現し、地元及び地域レベルの経済成長を高め、都市と村々、人々と資源の間の相互接続を推進し、域内及び地域間の貿易を促進するために、国内ルート of 輸送リンクを促進して都市・農村間の接続性を推進する上で、安全かつ手頃な値段のアクセスしやすく持続可能な輸送と道路が重要性であることを改めて表明する。

20. 委員会は教育を受ける権利を再確認し、質の高いインクルーシブな教育への平等なアクセスが、農山漁村地域に住む人を含むすべての女性と女兒のジェンダー平等とエンパワーメントの達成に寄与することを強調する。中等・高等教育へのアクセス、継続、修了の男女格差の縮小が進まないことを懸念をもって指摘し、技術・職業訓練や生涯を通じた学びの機会の重要性を強調する。新しい技術がとりわけ労働市場の構造を変化させており、基礎的なデジタル技術への精通から科学・技術・工学・数学の先端技術にいたるスキルを要する情報通信技術分野の様々な新しい雇用の機会を提供することを認識し、このような観点からすべての農山漁村の女性と女兒がこうしたスキルを習得する機会を得ることの重要性を強調する。

21. 委員会は、農山漁村の女兒は教育にアクセスできるようになってはいるが、農山漁村の男児や都市部の女兒・男児に比べて、いまだに教育から排除されやすい状況であることに変わりはないことを認識し、また、女兒が教育を受ける権利を平等に享受することを妨げるジェンダー特有の障壁には、貧困の女性化、女兒が行う児童労働、児童婚・早すぎる結婚・強制結婚、女性器切除、早すぎる妊娠・繰り返し妊娠、登下校中の性的暴力や嫌がらせなど、学校内外におけるあらゆる形態のジェンダーに起因する暴力、安全かつ適切な公衆衛生施設の不足、無報酬の育児・介護や家事の不平等な分担、家族やコミュニティが男児よりも女兒の教育を重視しない原因となっているジェンダーをめぐる固定観念や否定的な社会規範などがあることを認識する。

22. 委員会は、いかなる種類の差別もなく、すべての人に到達可能な最高水準の身体的・精神的健康を享受する権利があることを再確認し、それを完全に実現することは女性と女兒の生活と福祉、並びに公的・私的生活への参加能力のために必須であり、農山漁村地域に住む人を含むすべての女性と女兒のジェンダー平等とエンパワーメントの達成のために重要であることを認識する。公衆衛生サービスへのアクセスが不平等で制限されていることなど、医療サービスにおけるジェンダー不平等、差別、偏見、暴力の根本原因に対象を絞って取り除くことは、農山漁村地域に住む人を含むすべての女性と女兒、とりわけ脆弱な人々や脆弱な状況にある人々にとって重要であることを認識する。

23. 委員会は、農山漁村の女性と女兒を含むすべての人を対象としたジェンダーに対応した良質なヘルスサービス、並びに良質かつ効果的な手頃な価格の必要不可欠な医薬品への全国均一で公平なアクセスを包含した全国均一の健康保険の目標に向けた進展を加速させる必要性を強調し、とりわけプライマリ・ヘルスケア、ヘルスサービス、コミュニティ・アウトリーチや民間セクターの関与といった社会的保護メカニズムを通じ、国際社会の支援を受けて、身体的・精神的健康と福祉を推進することが重要であることを強調する。農山漁村地域に住む人を含むすべての女性

と女兒のニーズにより応えるために、有用性、アクセスしやすさ、受容性、品質の観点から医療制度を強化し、農山漁村の女性が医療制度の設計及び実施に積極的に参加できるようにすることの重要性を強調する。

24. 委員会は、必要不可欠な医療サービスや情報にアクセスできなかったりアクセスが制限されていたり、また自らの生活に関する行為主体性が限られているために、農山漁村の女性は妊産婦・幼児の死亡率や罹患率の高さといったリプロダクティブ・ヘルスのアウトカム、産科ろうこう（フィスチュラ）、家族計画の選択肢が限られているなど、健康に関して都市部の女性よりも大きな格差を経験していることに深い懸念を表明する。さらに、こうした格差が複合的かつ交差的な形態の差別によって悪化していることに懸念を表明する。

25. 委員会は、歴史的・構造的な不平等と男女間の不平等な力関係に起因する、すべての女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を強く非難する。女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力、並びに公的・私的な場面における性的暴力やジェンダーに起因する暴力、家庭内暴力、児童婚・早すぎる結婚・強制結婚・女性器切除などの有害な慣行が、とりわけコミュニティレベルで蔓延し、認識も報告も不十分であることを改めて表明する。農山漁村地域やへき地の女性と女兒は多次元貧困の状態にあり、司法、効果的な法的救済、保護・リハビリテーション・社会復帰・医療サービスなどのサービスへのアクセスが限られていたり不足したりしているため、暴力に対して特に脆弱である可能性があることに深い懸念を表明する。女性と女兒に対する暴力は、農山漁村地域に住む人を含む女性と女兒のジェンダー平等とエンパワーメントの達成を妨げる主要な障害であり、すべての人権と基本的自由の完全な享受を侵害し、損ない、あるいは無効にするものであることを改めて強調する。

26. 委員会は、性的嫌がらせは一種の暴力であり、人権の侵害及び濫用であること、農山漁村地域に住む人を含むすべての女性と女兒のジェンダー平等とエンパワーメントの達成を妨げるものであることを認識する。

27. 委員会は、農山漁村の家族が持続可能な開発に貢献していること、家族的責任の分担が農山漁村地域に住む人を含むすべての女性と女兒のエンパワーメントを可能にし、女性と男性が家族とコミュニティの福祉に大きく貢献する家庭環境をもたらすことを認識する。

28. 委員会は、とりわけすべての女性と女兒のジェンダー平等とエンパワーメント、女性の完全な社会参加、仕事と家庭のバランス、家族単位の自給自足を達成するために、家族志向の政策を実施することのメリットを認め、すべての社会経済開発政策が様々な機能を発揮する上で農山漁村に住む家庭のニーズと期待の変化に対応したものである必要があり、また家族全員の権利、能力、責任が尊重されなければならないことを認識する。

29. 委員会は、農山漁村の女性と女兒が無報酬の育児・介護や家事を不平等に担っていること、こうした不公平な責任の分担が、教育及び訓練における女性と女兒の修了または進展具合、賃金労働市場における女性の参入・復帰・昇進、ビジネスチャンスや起業活動を大きく制約しており、結果として社会的保護、賃金、年金などの格差につながる可能性があることを認識する。また、

家庭やコミュニティレベルで女性と女兒を男性と男児に従属するものだとみなす考え方や社会規範に対処することで、農山漁村に住むすべての女性と女兒の社会的・経済的エンパワーメントを可能にする環境がもたらされることを認識する。委員会は、無報酬の育児・介護や家事の不平等な分担を減らし分担し直すための対策を認識し採用することの必要性を強調し、そのために、家庭での男女間の平等な責任分担を推進し、とりわけインフラ開発、社会的保護政策、並びに介護サービス、育児、母親や父親あるいは両親の育児休暇をはじめとする、アクセスしやすく手頃な値段の良質な社会サービスを優先させる。

30. 委員会は、経済成長及び開発の遅れや停滞、国内及び国家間の不平等の高まり、変動しやすい食料及びエネルギー価格、食料及びエネルギー不足の継続、依然として残る世界金融・経済危機の影響、水不足、伝染病、人口構成の変化、無計画かつ急速な人口の都市化、農山漁村地域開発への不十分な投資、持続不可能な漁業慣行及び海洋資源の利用、危機的な自然現象、自然災害及び環境悪化、人道上の緊急事態によってもたらされる課題の増大、強制退去、武力紛争、気候変動による負の影響について深い懸念を表明する。これらすべてにより農山漁村の女性、男性、女兒、男児及び家族が直面する不利益、脆弱さ、不平等が増幅されている。

31. 委員会は、農山漁村の女性を含む女性の経済的エンパワーメントに対して、グローバリゼーションが課題と機会の両方をもたらしていることを認識する。また、グローバリゼーションが農山漁村の女性と女兒を含むすべての人にとって完全にインクルーシブで公平なものとなり、女性の経済的エンパワーメントにとって積極的な力を増すためには、持続可能な幅広い取り組みが必要であることも認識する。

32. 委員会は、農山漁村地域に住む女性と女兒を含む何百万もの人々が飢餓または差し迫った飢餓のリスクに直面し、あるいは世界のいくつかの地域では深刻な食料不足を経験していることを大きな懸念を持って指摘し、飢餓と深刻な食料不足の原因または悪化させる要因として武力紛争や干ばつ、貧困、物価の不安定さが挙げられること、これに対処するには、国連の緊急人道アピールに応じて緊急援助や緊急の財政支援を行うなど、国際支援を含む追加的な取り組みが早急に必要であることを指摘する。

33. 委員会は、気候変動が貧困撲滅と持続可能な開発の達成に難題をもたらしていること、ジェンダー不平等のために農山漁村の女性と女兒、とりわけ小島嶼開発途上国（SIDS）を含む発展途上国の女性と女兒が、土壌劣化や砂漠化、森林破壊、砂嵐及び砂塵嵐、永続的な干ばつ、海面上昇、海岸浸食及び海洋の酸性化など、気候変動、異常気象事象、自然災害その他の環境問題による負の影響にしばしば過度に影響を受けていることを深く懸念する。パリ協定を想起し、また、気候変動に対処するための行動を起こすにあたり、ジェンダー平等、女性のエンパワーメント、世代間の公平さを尊重・推進・考慮すべきであると加盟国が認めたことを想起し、こうした文脈において気候変動枠組条約第23回締約国会議で「ジェンダー行動計画」が採択されたことを想起する。農山漁村地域に住む女性と女兒を含む現在・未来世代のすべての人が、健康・福祉に適切な環境にアクセスすることの必要性、ならびに農山漁村の女性と女兒がエンパワーメントに、そして農山漁村コミュニティが持続可能な開発とレジリエンスにアクセスできるようにすることの

決定的重要性を認める。

34. 委員会は、武力紛争が農山漁村の女性と女兒に与える影響や、武力紛争の予防と解決並びに平和構築に女性が果たす重要な役割を認識し、このような観点から、平和と安全を維持・推進するための取り組みで和平プロセスや意思決定における女性の役割を高めるなどして、女性が完全に効果的かつ有意義な形で参加することの重要性を強調し、こうした参加を促す上で男性と男児がパートナーとして関与することが重要であることを改めて表明する。

35. 委員会は、農山漁村の女性と女兒の発言力、行為主体性、参加、リーダーシップを強化し、あらゆるレベルの意思決定に女性が完全、平等かつ効果的に参加することの重要性も強調する。農山漁村の女性を集めて一つにまとめ、あらゆる分野で支援する上で、農山漁村の女性の市民社会組織や労働組合、企業、協同組合が重要な役割を果たすことを認識する。

36. 委員会は、農山漁村地域やへき地に住む先住民の女性と女兒が、年齢を問わず、暴力や高い貧困率にしばしば直面し、医療サービスや情報通信技術（ICT）、インフラ、金融サービス、教育、雇用へのアクセスが限られていることを認識する一方で、気候変動の緩和策や適合策など、文化的、社会的、経済的、政治的、環境的に貢献していることも認識する。

37. 委員会は、とりわけ農山漁村地域やへき地に住む障がいを持った女性と女兒は偏見にさらされ、障がいのない女性と女兒に比べると性的暴力・虐待を含む暴力、搾取、虐待のリスクが高いこと、また農山漁村地域ではアクセスしやすいインクルーシブなサービスが不足しており、司法や法の前での平等な認知へのアクセスも限られ、生産的な雇用とディーセントワーク、政治及び公的生活への参加、自立した暮らし、コミュニティへのインクルージョンの機会や選択の自由を持つ機会も限られていることに懸念を表明する。

38. 委員会は、「アフリカ系の人々のための国際年（2015～2024 年）」の実施に向けた行動計画を念頭に置きながら、農山漁村に住むアフリカ系の女性と女兒が、社会の発展並びに相互理解と多文化の推進に重要な貢献をしていることを認識する。

39. 委員会は、農山漁村の女性移民の積極的な貢献が、出身国・通過国・目的地国のインクルーシブな成長と持続可能な発展を促す可能性を秘めており、育児・介護や家事を含むあらゆるセクターの労働の価値と尊厳を際立たせ、一般の人々の移民や移住者に対する認識を高める取り組みを促すものであることを認識し、農山漁村に住む移民の女性と女兒、中でもインフォーマル経済と未熟練労働で雇用されている人が抱える特別な状況と脆弱性に対処する必要があることを想起する。

40. 委員会は、夫を亡くした女性を含む農山漁村に住む高齢の女性が、とりわけ大人が移住したり、その他の社会経済要因のために取り残されて、育児や家事、農業の仕事を担っている場合には、家庭とコミュニティに貢献していることを認識する。

41. 委員会は、農山漁村地域に住む人を含むすべての女性と女兒のジェンダー平等とエンパワーメントの達成、並びに「北京宣言及び行動綱領」の実施と「持続可能な開発のための 2030 アジ

ェンダ」のジェンダーに対応した実施の推進において、女性と女兒のジェンダー平等とエンパワーメントを推進するための国家メカニズムが果たす重要な役割、国内人権機関が存在する場合はその機関の該当する貢献、市民社会が果たす重要な役割を認める。

42. 委員会は、女性及びコミュニティに根差した組織、フェミニスト団体、女性人権擁護活動家、女兒及び若者主導の組織、労働組合などの市民社会が、農山漁村地域に住む人を含む女性と女兒の利益、ニーズ、ビジョンを、「2030 アジェンダ」をはじめとする地元・国内・域内・国際的な議題として提示する上で大きな貢献をもたらしていることを歓迎する。また、女性と女兒のジェンダー平等とエンパワーメントを達成するための対策を実施する上で、市民社会とインクルーシブで透明かつ開かれた関わりを持つことの重要性も認める。

43. 委員会は、農山漁村の女性と女兒を含むすべての女性と女兒のジェンダー平等とエンパワーメントの達成には、資源格差の縮小に向けた投資を大幅に拡大することが重要であることを再確認する。そのために、特に、国内外の資源の利用・配分などあらゆる資金源を利用すること、政府開発援助に関する約束を完全に実施すること、不法な資金の流れを防止することなどを通じて、南南協力は南北協力に代わるものではなく、むしろこれを補完するものであることを念頭に置きながら、これまでの達成を足掛かりに、南北・南南・三角協力を含む国際協力を強化する。

44. 委員会は、女性の経済的エンパワーメントに向けた国内の取り組みの支援に資する外部環境の重要性を認識する。そのため、あらゆるセクターと経済レベルにおいて農山漁村の女性の管理・所有・運営・参加を促して、適切な財源や能力開発、技術移転を相互合意に基づいて利用し、女性の起業家精神と経済的エンパワーメントの推進を可能にする技術の利用を強化する。

45. 委員会は、農山漁村地域に住む人を含むすべての女性と女兒のジェンダー平等とエンパワーメントの達成において、男性と男児が変化の担い手及び受益者として、また戦略的パートナー及び協力者として深く関与することの重要性を認識する。

46. 委員会は、各国政府があらゆるレベルで適宜、国連関連諸団体や国際・地方組織とともに、それぞれの任務の中で国内の優先事項を念頭に置きながら、市民社会、とりわけ農山漁村の女性組織を含む女性組織、生産者、農業・漁業組織、若者主導の組織、フェミニスト団体、信仰に基づく組織、民間セクター、もしあれば国内人権組織、その他該当する利害関係者を巻き込んで、以下の行動を取ることを奨励する。

規範的、法的、政策的な枠組みの強化

a. すべての女性と女兒のジェンダー平等とエンパワーメントの達成、並びに人権と基本的自由の完全かつ平等な享受に関する現行の約束と義務の完全実施に向けた行動を取り、女性と女兒の生活、生計、福祉の向上を目指す。

b. 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「児童の権利に関する条約」及びこれらの選択的議定書の批准あるいは加盟を最優先事項として検討し、あらゆる留保の範囲を限定し、いかなる留保も両条約の趣旨と目的に矛盾しないようできる限り正確かつ限定的に規定し、

撤回も視野に入れて定期的に見直しを行い、関連条約の趣旨と目的に反する留保は撤回し、とりわけ効果的な国内法令・政策を整備して当該条約を完全に実施する。

c. 農山漁村地域に住む人を含むすべての女性と女兒による人権と基本的自由の完全な享受を推進・保護する国内政策及び法的枠組みを策定、実施し、家庭内暴力や性的暴力、その他の形態のジェンダーに起因する暴力・差別など、当該権利の侵害または濫用を許さない環境を醸成する。

d. 女性と男性、また必要に応じて女兒と男児が、天然資源、経済・生産資源に平等にアクセスする権利を実現するために必要な法律を制定し、改革を実施する。これには、さまざまなタイプの土地保有、適切な新技術、マイクロファイナンスを含みこれに限定されない融資・銀行・金融などの金融サービスをはじめとする土地・財産・相続権へのアクセス・利用・所有・管理、並びにこれに関連する司法及び法的支援への平等なアクセスが含まれる。また、女性に対して契約締結に係る法的能力や男性と同等の権利を確保する。

e. 配偶者の有無にかかわらず、農山漁村の女性を含む女性の土地登記と土地の権利認定を推進する法律を制定し、土地に関する女性の権利を損なう慣行や固定観念に対処する。こうした慣行や固定観念は、習慣的・伝統的制度などにおいて、しばしば農山漁村地域における土地の管理・運営・移転に影響を与える。

f. 農山漁村地域に住む人を含むすべての女性と女兒に対するあらゆる形態の差別を解消し、とりわけ複合的かつ交差的な形態の差別や女性と女兒が直面する疎外に対処するために的を絞った対策を実施する。法律や包括的な政策を必要に応じて策定して採択し、効果的かつ迅速に実施と監視を行い、罰則を含め法的枠組みの中に差別的な条項があれば撤廃する。女性と女兒の人権侵害に関して、女性と女兒が平等かつ効果的に司法及び説明責任にアクセスできるように、また多数の法体系がある場合、その条項が国際的な人権義務に適合したものになるように、必要に応じて暫定的な特別措置を含む法律、政策、行政上その他の包括的な措置を制定する。

g. 公的・私的な場における農山漁村の女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力に対処し撲滅、防止する。協調的な多部門アプローチを通じて、農山漁村の女性と女兒に対する暴力の加害者の取り調べ・起訴・処罰を行い、免責を断つ。またすべての被害者と生存者を保護し、心理社会的サポートとリハビリテーションへのアクセスや手頃な値段の住居と雇用へのアクセスを提供するなど、適切な救済と償いや包括的な社会・健康・法的サービスへの平等なアクセスを提供して、完全な回復と社会復帰を支援する。すべての女性と女兒が性的暴力やジェンダーに起因する暴力、家庭内暴力、フェミサイドを含むジェンダー関連の殺人、老人虐待などの暴力を受けずに生活することの重要性や、女性と女兒に対する暴力の構造的・根本的原因に対処することの重要性を念頭に置きながら、とりわけ暴力の社会的・経済的コストを宣伝するなどの意識向上活動を地元コミュニティと協力して促すことを通じて、防止対策の強化、調査、連携の強化、監視、評価を行う。

h. 女性器切除や児童婚・早すぎる結婚・強制結婚などの有害な慣行を撲滅する。こうした慣行は農山漁村地域の女性と女兒に過度の影響を与え、女兒と女性の生活や健康、身体に長期的な影響

をもたらしかねず、また国家・地域・国際的取り組みが増えているにもかかわらず、世界のあらゆる地域で今もなお続いている。具体的には、地元コミュニティと協力してこうした慣行を容認する否定的な社会規範と闘う力をすべての女性と女兒に与え、こうした慣行を廃止する力を両親とコミュニティに与える。

i. 効果的な対策・プログラム・戦略によって、職場と学校での嫌がらせや、農山漁村地域も含めたサイバーいじめ、サイバーストーカーリングなど、すべての女性と女兒に対する性的嫌がらせの防止及び撲滅を、性的嫌がらせの被害者または性的嫌がらせを受ける危険がある人に対する効果的な法的予防・保護対策に重点を置いて追及する。

j. 予算政策がない場合も含め、開発政策・計画・プログラムの策定・実施・評価・フォローアップにジェンダーの視点を組み込む。関係省庁、ジェンダーに関する政策立案者、ジェンダー関連機構、ジェンダーに関する知識を有するその他の関連政府組織・機関の間の協調を確保しながら、また、民間セクター、非政府・市民社会組織、国内人権機関が存在していれば当該機関との適切な連携を確保しながら、農山漁村の女性と女兒があらゆる分野の政策とプログラムから恩恵を受けられるように、また圧倒的な数の貧困状態で暮らす農山漁村の女性の数を減らせるように、そのニーズにより一層の注意を払う。

k. 司法、法的救済、法的支援への障壁を取り除き、農山漁村のすべての女性と女兒が平等かつ効果的にアクセスできるようにする。そのために、とりわけ適切な法執行機関や公的な安全基盤、アクセスしやすく手頃な値段のサービスを提供し、多数の法体系がある場合にはその存在も含め、法的権利に関する意識や情報といった農山漁村の女性と女兒の法的リテラシーを高め、警察・治安部隊、検察官、裁判官・弁護士、並びに必要に応じてその他農山漁村地域の関連機関や担当者に対して法的支援やジェンダーに対応した研修を提供し、説明責任と司法による救済確保のためのメカニズムを整備し、司法システムのあらゆるレベルにジェンダーの視点を組み入れて、特に「女性被拘禁者の処遇及び女性犯罪者の非拘禁措置に関する国連規則（バンコク・ルール）」を考慮に入れながら、農山漁村の女性と女兒に対する平等な法的保護を確保する。

l. 農山漁村地域においても共通の出生届を保証し、農山漁村地域に住む個人のすべての結婚について時宜にかなった登録を行う。具体的には、権利の実現には出生届が極めて重要であることを念頭に置きながら、登録へのアクセスを妨げる物理的・行政的・手続き上その他の障壁を取り除き、習慣的・宗教的結婚についての登録メカニズムがなければこれを提供する。

農山漁村のすべての女性と女兒のエンパワーメントに向けた経済的・社会的政策の実施

m. ジェンダーに対応した経済的・社会的政策を策定・実施・追及する。とりわけ農山漁村地域などにおける貧困の削減や貧困の女性化の撲滅、開発政策・プログラムと貧困撲滅戦略の策定・実施・フォローアップへの農山漁村の女性の完全かつ平等な参加の確保、農山漁村の雇用及びディーセントワークの増加に向けた支援、並びに農山漁村経済のあらゆるレベル・セクターで、持続可能な農業・漁業生産など、農場内外の多様な経済活動への女性参加の推進を目指す。

n. 国際的な投資や貿易規則の良い影響を促し負の影響を軽減することによって、小規模農家の農

業生産をはじめとする多様な経済活動や、農山漁村のすべての女性と女兒並びにそのコミュニティの食料確保と栄養摂取を支援するマクロ経済政策を追求する。

o. 多国籍企業などを含む企業が、自らの事業、製品、サービスが農山漁村地域の女性と女兒の福祉にもたらす人権侵害を特定・防止・軽減・説明し、改善策を提供したり協力したりする必要性を強調する。

p. とりわけ農山漁村に住むすべての女性と女兒のジェンダー平等とエンパワーメントを推進する財政政策を策定・実施・追及する。特に女性世帯主を中心に、農山漁村地域の女性のため、社会的保護や融資などの金融・ビジネスサービスへのアクセスの拡大を促す。

q. 開発途上国を中心に、経済・社会開発の完全な実現を妨げ、国際法及び国連憲章に合致しない一方的な経済・金融・貿易措置の普及及び適用を控える。

r. 「国の食料安全保障における土地、漁業と森林の保有の権利に関する責任あるガバナンスについての任意自発的指針」及び「食料安全保障と貧困撲滅の文脈において持続可能な小規模漁業を保障するための任意自発的ガイドライン」を考慮に入れながら、国内の農業及び農山漁村開発に関する政策・戦略・計画・プログラムにジェンダーの視点を組み入れ、持続可能な農業・漁業開発問題を盛り込んで、農山漁村の女性が利害関係者、意思決定者、受益者として行動しかつ可視化されるようにする。

s. 女性の農民、漁民、農場労働者など農山漁村の女性が、持続可能な農業及び農山漁村開発の促進、貧困撲滅、家族とコミュニティのための食料確保・栄養改善・経済的福祉の達成において果たす重要な役割と貢献を強化し支援する。投資や相互合意に基づく技術移転を通じて、女性農民と漁民が永続的かつ持続可能でアクセスしやすい手頃な値段の農業技術に平等にアクセスできるようにし、研究開発や統一的な多部門政策を支援して、生産能力と所得の向上やレジリエンスの強化を図り、国内・域内・国際市場で生産物を取引する際に存在する格差や障壁に対処する。

t. 小規模農家及び自給自足的な農業・漁業、園芸、畜産に従事している人を含め、農山漁村の女性農民を支援する開発途上国の能力強化に向けた国内・地域・国際的な取り組みを必要に応じて強化し、食料確保と栄養改善を達成する。そのため、農業における適切な機械化や持続可能な農業慣行、予防接種や管理技術に関する教育と研修、公共・民間投資によって、農業におけるジェンダー格差を縮小し、普及・金融サービス、農業投入財、土地、灌漑用水に対する農山漁村の女性のアクセスを促す。

u. 土着の固有種の保存・生産・利用・交換をはじめとする、農山漁村の女性が有する先祖からの伝統的知識と慣習を尊重、保護し、農山漁村の女性と女兒並びにコミュニティの健康に有害な化学肥料と農薬の大量使用に代わる手段を支援しつつ、家族経営の農業を含めた持続可能な生産及び消費パターンを強化する。

v. 食料確保と栄養改善を達成し、商業的・職人的な漁業・水産養殖を含むあらゆる分野の経済活動への農山漁村の女性の参加支援などを通じて食料への権利が満たされるようにし、ディーセン

トな労働環境と個人の安全を推進し、重要な農山漁村のインフラ・土地・水及び天然資源、並びに地元・地域・グローバル市場への持続可能なアクセスと活用を促進し、先住民の女性を含む農山漁村に住む女性が有する先祖からの伝統的知識や、陸上・海上の生物多様性の保存と持続可能な利用における現在・未来世代のための貢献を評価する上で、農山漁村の女性に重要な担い手としての力を与える取り組みに投資して強化する。

w. 妊娠中及び授乳中の人を含め、農山漁村の女性と女兒のための食料及び栄養支援を統合し、食事のニーズや活動的かつ健康的な生活に必要な食料の要件を満たす、十分な量の安全かつ栄養豊富な食べ物にいつでもアクセスできるようにする。

x. ジェンダーに対応した良質でレジリエントなインフラと時短・省力化のための技術、情報通信技術（ICT）、手頃な値段でアクセスしやすく安全かつ持続可能な輸送システム、手頃な値段で信頼性があり持続可能な近代的エネルギー、すべての人のための安全な飲み水と衛生施設の提供及びアクセスに投資する。そのために、相互合意に基づいて技術移転などを行い、農山漁村のすべての女性と女兒の生活、生計、福祉を向上させる。

y. 水・衛生施設・家庭エネルギーの管理に関する意思決定において、女性のリーダーシップと完全で効果的かつ平等な参加を推進し、水・衛生施設・エネルギープログラムに関してジェンダーに根差したアプローチが採用されるようにする。そのために、とりわけ女性と女兒が家庭用の水や燃料を集めるのに費やす時間を減らし、水・衛生施設・エネルギーに関する不適切なサービスが女兒の教育へのアクセスに与える負の影響に対処し、家庭用の水や燃料を集める際や戸外の衛生施設を利用したり屋外排泄を行ったりする際に、身体的な脅迫や襲撃、性的暴力から女性と女兒を保護するための対策が必要である。

z. ジェンダーに対応した持続可能で手頃な値段の輸送・移動手段や、技術通信ネットワーク及びインフラを強化することによって、都市と村々の交流と相互接続を促し、地理的・地域的な格差を解消することを約束する。ジェンダーの視点を有する計画手段で下支えし、生産性や社会的・経済的・地域的結束、並びに安全と環境の持続性を強化するために、これらセクターの可能性を最大にするような都市と地域の統合的アプローチに基づいて行う。

aa. 財政支出を最適化して、社会的保護の対象を農山漁村のすべての女性と女兒にまで拡大し、いかなる差別も受けずに社会的保護にアクセスできるように国として適切な社会的保護の土台を確立する。また、社会的保護政策は貧困と不平等の削減やインクルーシブな成長の支援に重要な役割を果たし、農山漁村地域に住む人を含むすべての女性と女兒のジェンダー平等とエンパワーメントの達成に寄与することを念頭に置きつつ、社会的保護システムに対する持続可能かつ長期的な財政支援を確保し、農山漁村のすべての女性と女兒に対して社会的保護の手段とメリットに関する情報を広く利用可能かつアクセスしやすくするための対策を取る。

bb. 国際的労働基準及び国内労働法を考慮に入れながら、農業部門及び非農業部門の両方での雇用において、農山漁村のすべての女性の働く権利と職場での権利を保護、推進する。そのために、適切な生活水準を可能にする賃金の設定、ディーセントワークを推進し、同一労働同一賃金また

は同一価値労働同一賃金の原則を堅持する政策の実施と規制の執行、ジェンダーに起因する差別や職業上の差別待遇、男女の賃金格差、危険で不健康な労働環境に対処する対策の実施などを行う。

cc. 金融リテラシーやデジタルリテラシーを含む技術・農業・漁場・職業訓練などを通じて、農山漁村の女性のスキル、生産性、雇用機会を向上させることによって、農山漁村の女性の経済的エンパワーメントを推進し、農山漁村の女性のインフォーマル経済からフォーマル経済への移行を促す。また、若い女性を中心に農山漁村のすべての女性の労働力への参入と復帰を促進する。

dd. 農山漁村の女性の起業家精神を奨励・促進し、企業・協同組合・自助グループの機会を拡大して、生産性の多様化・増大を目指す。そのために、持続可能な農業・漁業・海洋養殖を含む水産養殖・創造的文化産業・その他の分野の経済活動への従事や、融資・投資、技術・インフラ、研修、多様な市場へのアクセスの向上が必要である。

ee. 農山漁村の女性の企業、協同組合、女性が所有する事業からの調達と取引を増やす。そのため、若い女性を中心に農山漁村の女性の能力とスキルを高めて、公的な食料プログラムを含む公共・民間セクターの調達プロセスから恩恵を受けられるようにし、また地元・国内・国際的なバリューチェーン及び市場へのアクセスを促進する。

ff. 農山漁村の女性の金融インクルージョンと金融リテラシー、並びに時宜にかなった手頃な値段の融資・貸付・貯蓄・保険をはじめとするフォーマルな金融サービスや送金スキームへの平等なアクセスを促進するための対策を講じ、国内の優先事項や法律に合致する形で金融セクターの政策と規則にジェンダーの視点を組み込む。商業銀行、開発銀行、農業銀行、小規模金融機関、移動体通信事業者、代理業者ネットワーク、協同組合、郵便銀行、貯蓄銀行などの金融機関に対して、農山漁村の女性に金融商品・サービス・情報へのアクセスを提供するよう促し、またオンライン・バンキングやモバイル・バンキングを含む革新的なツールとプラットフォームを利用するよう促す。

gg. 農山漁村の女性と女兒が担う無報酬の育児・介護と家事の不平等な分担、並びに農場内外の生産への貢献を認識・削減・再配分する。そのために、労働や社会的保護を減らさずに勤務形態に柔軟性を持たせ、水・衛生施設、再生可能エネルギー、輸送、情報通信技術などのインフラ・技術・公共サービスや手頃な値段のアクセスしやすく良質な保育・介護施設、母親や父親あるいは両親の育児休暇を提供することによって、仕事と家庭生活の調和や男女間の平等な責任分担を後押しする政策や取り組みを推進する。また、ジェンダーに関する固定観念や否定的な社会規範に挑戦し、無報酬の育児・介護や家事、家族的責任についても、男性が父親や介護人としてより一層参加するよう促す。

hh. 国内経済への貢献を判定するために、たとえば定期的に生活時間調査を行うなどして、無報酬の育児・介護と家事の価値を測定し、測定値を統計やジェンダーに対応した経済・社会政策の構築に組み込むための措置を講じる。

ii. 農山漁村地域において、農山漁村の女性と女兒及びその家族に固有の多様なニーズの変化に応

えて必要な支援と保護を提供し、また権利を享受する上で直面する不均衡・リスク・障壁に対処し、家族全員をいかなる形態の暴力からも守る家族志向の政策やプログラムに投資して強化する。こうした政策やプログラムは、とりわけ貧困・社会的排除・不平等と闘い、仕事と家庭のバランスや農山漁村の女性と女兒のジェンダー平等とエンパワーメントを推進し、社会的統合と世代間の団結を進める上で重要なツールである。

jj. 農山漁村地域に住む女性と女兒、並びにもっとも取り残されてしまった人を含め、一生を通じてあらゆるレベルで女性と女兒が教育を受ける権利を推進し尊重する。そのため、質の高い教育への全国均一なアクセスと無料の初等・中等義務教育を提供し、インクルーシブで平等かつ非差別的な質の高い教育を確保する。また全ての人に生涯にわたる学びの機会を推進し、非識字の女性を減らし、幼児・初等・中等教育の確実な修了に努め、農山漁村の女性と女兒を対象とした職業・技術教育を拡大する。また、すべての人に異文化間教育と多言語教育を適宜促す。

kk. ジェンダー格差を取り除き、農山漁村地域に住む女性と女兒の教育を受ける権利を満たすために、公教育システムへの資金提供と投資を拡大することを約束する。そのため、カリキュラム・教科書・教授法を含め、教育システム内に存在するジェンダーに起因する差別、否定的な社会規範、ジェンダーに関する固定観念に対処する。また、女兒の教育を尊重せず、女性と女兒が教育を受けるのを妨げるジェンダー関連の規範と闘う。照明などジェンダーや障がいに関心したインフラを備えた安全で暴力のないインクルーシブかつアクセスしやすい学校や、安全でアクセスしやすく手頃な値段の学校までの輸送手段を提供する。独立した適切な衛生設備を維持する。農山漁村地域において資格を持った教師、特に過小評価されている女性教師を訓練・採用・雇用する。教育と研修のあらゆるレベルで障がいのある農山漁村の女性と女兒を支援する。キャリア開発・研修・奨学金・研究奨励制度において農山漁村の女性と女兒の平等なアクセスを確保し、教育または失業状態からディーセントワークと公的生活への積極的参加への効果的な移行を推進する。

ll. 月経が健康で自然なものだと認識され、その上で女兒が偏見にさらされない文化を育てるために、教育実践及び保健活動の推進に向けた措置を講じる。その際、女兒の学校への出席は月経に対する否定的な認識や、学校内に女兒のニーズを満たす水や衛生施設など、安全な個人衛生を維持する手段の不足に影響される可能性を認識する必要がある。

mm. 未成年の妊婦と若い母親、シングルマザーが教育を継続し修了できるようにする。このような観点から、教育の継続及び復学を可能にする教育政策を策定、実施し、必要に応じて見直しを行って、育児・授乳設備と託児所などの医療及び社会サービス・支援へのアクセス、並びにアクセスしやすい場所で行われる柔軟なスケジュールの教育プログラムや、e ラーニングを含む遠隔教育へのアクセスを提供する。またこれについては、若い父親を含め、父親が直面する重要な役割や責任、課題を念頭に置く。

nn. 学校内や登校中における女兒への暴力と性的嫌がらせを防止し取り除くための取組みを強化する。そのために、特に学校とコミュニティにおいて男性と男児が参加する効果的な暴力防止・対応活動を実施したり、すべての人を尊厳と敬意を持って扱うことの重要性を幼い時から子供に教育したりするとともに、ジェンダー平等や互いを尊重する関係、非暴力的な振る舞いを後押し

する教育プログラムと教材を作成する。

oo. 必要に応じて国際組織や市民社会、非政府組織の支援を受けて、科学的に正確かつ年齢に適した包括的教育など、文化的背景に関連したフォーマル・インフォーマル・ノンフォーマルな教育プログラムを提供する政策やプログラムを策定する。学校内外で未成年の女兒と男児、若い女性と男性に、発達しつつある能力にふさわしく、また両親や法的保護者からの適切な指導と助言に合致し、基本的な関心事項として子供の最善の利益に沿った形で、性と生殖に関する健康や HIV 予防、ジェンダー平等と女性のエンパワーメント、人権、身体的・精神的・青春期の成長、男女の力関係に関する情報を提供し、自尊感情と情報に基づく意思決定、コミュニケーション及びリスク削減スキルを構築し、若者・両親・法的保護者・介護者・教育者・医療従事者との完全な協力関係の中で、互いを尊重する関係を育むことができるようにし、とりわけ HIV 感染その他のリスクから身を守ることができるようになることを目指す。

pp. 農山漁村の女性と女兒に過度に影響を及ぼすデジタル格差に対処する。ICT 及び科学・技術・工学・数学（STEM）教育へのアクセスを促して、エンパワーメントを推進し、労働市場への参入や生計、福祉、レジリエンスを後押しするのに必要なスキル・情報・知識を高める。また、ICT によって可能になるモバイルラーニングやリテラシー研修の範囲を拡大しつつ、女性と女兒のための安全安心なサイバー空間を推進する。

qq. 妊産婦の健康を含め、女性の健康を改善するために、資源創出をはじめとする対策を強化する。そのため、農山漁村の女性に固有の健康・栄養・基本的ニーズに対処し、また、農山漁村地域のすべての年代の女性の心身の健康と、手頃な値段で利用可能な全国均一でアクセスしやすい良質なプライマリ・ヘルスケア及び支援サービスについて、到達できる最高の基準を享受する権利を実現するための具体的対策を講じる。

rr. 手頃な値段でアクセスしやすい良質な医療システムと設備、万人にとって欠かせない手頃な値段の安全で効果的かつ良質な医薬品・ワクチン並びに医療技術に対して、財政投資を増やす。そのため、地域への働きかけと民間セクターの関与、国際社会からの支援などによって、農山漁村のすべての女性と女兒を対象とした全国均一の健康保険に向けた各国の方針を実現する。

ss. 社会的に責任を負ったより有能な医療従事者への投資を増やし、農山漁村地域における内科医・外科医・助産師・看護師その他の医療従事者の不足と不公平な配置に対処する。そのため、適切な報酬とインセンティブによってディーセントワークを推進し、農山漁村やへき地に資格を持った医療関係者を確実に配置することによって、安全な労働環境や条件の実現、農山漁村とコミュニティを基盤とした衛生教育及び研修の拡充、医療関係者への教育の強化を行う。

tt. 農山漁村地域における妊産婦の死亡と罹患、並びに新生児・幼児・子供の死亡と罹患を減らし、農山漁村のすべての女性と女兒のために、講習などの介入を通じて妊娠・出産中とその前後に良質な医療へのアクセスを増やすための対策を講じる。コミュニティの医療従事者・看護師・助産師に基本的な産前産後ケアと救急産科ケアを提供できる能力をつけさせて、特に情報に基づいた自由意思による家族計画を提供したり、女性とコミュニティに妊娠・出産に関するリスク要

因や合併症を特定して医療施設へのアクセスを促す力をつけたりする。

uu. 「国際人口開発会議行動計画」、「北京行動綱領」及びそのレビュー会議の成果文書に従って、性と生殖に関する健康や生殖に関する権利への全国均一のアクセスを確保する。これには家族計画、情報、教育をはじめとする性と生殖に関する医療サービスへの全国均一なアクセスと、国家戦略・プログラムへの生殖に関する健康の組み込みが含まれる。この際、女性の人権には、女性のジェンダー平等とエンパワーメントの達成や人権の実現に貢献するものとして、性と生殖に関する健康を含む自らの性に関するあらゆる事柄について、強制・差別・暴力にさらされることなく管理し、自由に責任を持って決定する権利が含まれることを認識する。

vv. 公衆衛生の改善、医療システムの強化、十分に訓練を積んで適切な能力を備えたやる気のある医療関係者・医療従事者、診断サービスへのアクセスを含む医療施設へのアクセス、並びに非伝染性・伝染性の病気と顧みられない熱帯病の予防・治療・介護の有用性の拡大に向けた国内外の取り組みを強化する。そのために、性別・年齢など各国の状況に関係のある特徴ごとのデータを基に、病気の予防及び管理にジェンダーに基づくアプローチを組み込む。

ww. 農山漁村地域に住む人、共感染その他の性感染症（STI）など、HIV・エイズとともに生きる人やそのリスクにさらされて生きる人、あるいはその影響を受けて生きる人を含むすべての女性と女兒のため、HIV・エイズの予防・治療・介護・支援への全国均一アクセスの達成に向けた取り組みを強化する。また、偏見や差別にさらされることなく固有のニーズと懸念に対処し、農山漁村地域及びへき地で HIV・エイズとともに生きる女性と女兒による HIV・エイズ対応への積極的かつ有意義な参加・貢献・リーダーシップを推進する。

xx. 人権及び持続可能な開発の視点を組み込んだ包括的な人身取引戦略を考案、強化、実施する。また、ジェンダーと年齢に配慮した形で、必要に応じて法的枠組みを強化して、あらゆる形態の人身取引と闘い撲滅し、とりわけ女性と女兒の人身取引問題への国民意識を高め、現代の奴隷制と性的搾取に対する女性と女兒の脆弱性の軽減に向けた対策を講じ、必要に応じて人身取引の被害者に保護・復帰支援へのアクセスを提供する。また、国際協力を強化して、とりわけ性的搾取や強制労働を含むあらゆる形態の搾取を助長する要求に対して、その排除を視野にいれて対抗する。

yy. 農山漁村のすべての女性と女兒について、経済的・社会的・環境的衝撃と大惨事、人道上の緊急事態、気候変動・自然災害・異常気象事象による負の影響への対応及び回復に関するレジリエンスと適応能力を強化、構築する。そのため、基本的なインフラ、サービス、適切な資金提供、技術、社会的保護、人道援助、予想・早期緊急警報システム、ディーセントワークを女性に提供する。

zz. 気候変動の緩和と適応に関して、ジェンダーに対応した戦略を策定、導入して、気候変動の負の影響に対応する女性と女兒のレジリエンスと適応能力を後押しする。そのため、健康と福祉並びに持続可能な生計へのアクセスを推進すること、環境問題について、とりわけ気候変動の負の影響に関する戦略と政策について、女性があらゆるレベルで意思決定に完全参加するために適

切な資源を提供すること、自然災害に対する人道的支援や災害のリスク削減戦略の計画・実施・監視、持続可能な天然資源管理に女性固有のニーズを組み込むことが特に必要である。

aaa. 農山漁村地域及びへき地に住む先住民の女性と女兒の権利を推進し保護する。そのために、暴力など彼らが直面する複合的かつ交差的な形態の差別や障壁に対処し、平等でインクルーシブな教育・医療・公共サービス・土地や天然資源を含む経済資源へのアクセスとディーセントワークへの女性のアクセスを確保する。また、あらゆるレベルのあらゆる分野における経済と意思決定プロセスへの有意義な参加を促しつつ、先祖からの伝統的知識を尊重して保護し、「先住民の権利に関する国連宣言」が先住民の女性と女兒にとって重要であることに留意する。

bbb. 社会・司法・金融サービス、インフラ、医療、社会的保護、経済資源への平等なアクセスと、意思決定への完全かつ平等な参加を確保することによって、農山漁村地域の高齢女性の権利を推進し保護する。

ccc. 複合的で交差的な形態の差別に直面する、農山漁村地域に住む障がいのある女性と女兒の権利を推進し保護する。そのため、経済・金融資源や障がいインクルーシブでアクセスしやすい社会インフラ、輸送、特に健康と教育に関連する司法メカニズムとサービス、障がいのある女性のための生産的な雇用とディーセントワークに他の人と平等にアクセスできるようにするなどし、また、障がいのある女性と女兒の優先事項と権利が政策やプログラムに完全に組み込まれ、意思決定プロセスにおいてしっかりと調べられて積極的に取り込まれるようにする。

ddd. 必要に応じて土地と領土を認めるなど、農山漁村に住むアフリカ系の女性と女兒の権利を推進し保護する。また、農山漁村に住むアフリカ系の女性と女兒に固有のニーズや現実を考慮に入れながら、公共政策を策定し監視する際にはジェンダーの視点を取り入れる。

eee. 国の統計局やその他の関連政府機関について、性別・年齢・障がいなど各国の状況に関係のある特徴ごとのデータとジェンダー統計を収集・分析・発信する能力を強化して、農山漁村の女性と女兒の状況を改善する政策や行動を後押しし、当該政策・行動の実施を監視、追跡する。また、金融・技術支援に関してあらゆる資源の連携と利用を強化して、質が高く信頼性のある適時細分化されたデータやジェンダー統計について開発途上国の体系的な策定、収集、アクセス確保を可能にする。

fff. 「第3回開発資金国際会議」の「アディスアベバ行動目標」においてなされた約束を再確認し、あらゆる担い手によるあらゆるレベルにおいて、政策の一貫性と持続可能な開発を可能にする環境を追求し、「持続可能な開発に向けたグローバルパートナーシップ」を活性化することによって、すべての女性と女兒のジェンダー平等とエンパワーメントを推進する。

ggg. 資源格差を縮小するために大幅な投資拡大措置を講じる。たとえば、公的・民間・国内外の資源の利用と配分など、あらゆる資金源からの金融資源を利用する。また、現代化された累進的な税制や税政策の改善、税の徴収の効率化、政府開発援助における女性のジェンダー平等とエンパワーメントの優先順位の上昇を通じて歳入管理を強化することにより、これまでの達成を足掛かりに、農山漁村の女性と女兒のジェンダー平等とエンパワーメントの達成を加速させるために、

政府開発援助を効果的に利用できるようにする。

hhh. 各国の政府開発援助の約束を完全に実施するよう先進国に推奨する。多くの先進国は国民総所得の 0.7 パーセントを発展途上国への政府開発援助に、国民総所得の 0.15～0.20 パーセントを後発開発途上国への政府開発援助に充てるという目標の達成を約束している。また、発展途上国に対しては、これまでの達成を足掛かりにして、開発の目的と目標の達成に寄与し、とりわけ農山漁村の女性と女兒のジェンダー平等とエンパワーメントの達成に寄与するために、政府開発援助を効果的に利用するよう促す。

iii. 南南協力は南北協役に代わるものではなく、むしろこれを補完するものであることを念頭に置きながら、南北、南南、三角協力を含む国際協力を強化する。また、政府、市民社会、民間セクターにおけるすべての利害関係者の関与を得て、共通の開発優先事項に重点を置きながら南南及び三角協力を強化するようすべての国に呼びかけつつ、この点において国の当事者意識とリーダーシップは、農山漁村の女性と女兒のジェンダー平等とエンパワーメントの達成になくてはならないことを指摘する。

集合的発言力、リーダーシップ、意思決定の強化

jjj. 農山漁村のすべての女性と女兒の視点を考慮に入れ、女性及び必要に応じて女兒が自らの生計、福祉、レジリエンスに影響を与える政策や活動の策定・実施・フォローアップ・評価に完全かつ平等に参加できるようにする。また、女性とその組織、及び女兒や若者主導の組織が、あらゆるレベルの意思決定・政策・制度に完全、安全かつ積極的に参加できるようにする。そのために、表現・平和的集会・結社の自由の権利、法律で定められた選挙権と被選挙権、コミュニティや村議会などの地元自治体や政党などの組織に参加する権利を推進し保護する。

kkk. 天然資源の持続可能な利用の管理において女性の参加と影響を活かしながら、天然資源に係る意思決定プロセス及び管理、中でも土地、森林、漁場、海洋、水の管理組織、並びに農山漁村のインフラやサービス、輸送、エネルギーに関する計画に、ジェンダーの視点を組み込む。

lll. 結社、平和的集会、団体交渉の自由の権利を保護、推進して、農山漁村の女性労働者と起業家が労働組合、協同組合、ビジネス団体を結成して加入できるようにする一方で、こうした法的組織は国内法令に従い、各国の国際的な法的義務を考慮に入れながら結成、変更、解散されることを認識する。

mmm. 武力紛争と紛争後の状況、人道上の緊急事態において、農山漁村の女性や必要に応じて女兒の視点を考慮に入れて、紛争予防、和平仲介、平和構築、紛争後の復興に関する政策と活動の策定、実施、フォローアップ、評価に、男性と同じ条件で効果的かつ有意義に参加できるようにする。また、国内で住む場所を失ったり難民になったりした女性と女兒の視点を考慮に入れて、対応・復旧・復興戦略において農山漁村のすべての女性と女兒の人権が完全に尊重、保護され、このような観点から農山漁村の女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力と差別をなくすために適切な対策が講じられるようにする。

nnn. 気候変動の負の影響によってもたらされたものを含め、自然災害の影響を受けた女性が、この件についてリーダーシップと意思決定プロセスに、男性と同じ条件で効果的かつ有意義に参加する権限を持てるようにする。

ooo. 企業、農民・漁民組織、生産者協同組合、労働組合、市民社会その他関連する組織において、安全で好ましい環境を確保しながら、農山漁村の女性の効果的な参加、意思決定、リーダーシップを後押しし、こうした組織への支援を提供する。そのため、農山漁村の女性と女兒が発言力、行為主体性、リーダーシップを行使する機会を提供するプログラムに投資する。

ppp. 農山漁村の女性と女兒のデジタルリテラシーと情報へのアクセスを高めるなどして、メディア及び情報通信技術（ICT）への参加とアクセスを推進する政策や戦略を策定、実施する。

qqq. 農山漁村の女性と女兒のジェンダー平等とエンパワーメントを達成するためにメディアが果たすことのできる重要な役割を認識する。そのため、ジェンダーに配慮した差別のない報道を行い、商業広告によって受け継がれてきたものを含め、ジェンダーに関する固定観念を排除する。また、メディアで働く人への研修や自主規制メカニズムの発展・強化を促して、固定観念に基づかないバランスのとれた女性・女兒描写を推進し、女性と女兒のエンパワーメント並びに女性と女兒に対する差別と搾取の撲滅に貢献する。

rrr. 農山漁村の女性の人権と基本的自由の推進と保護において市民社会の担い手が果たす重要な役割を後押しする。女性人権擁護活動家などを保護し、人権擁護にとって安全で好ましい環境の醸成にジェンダーの視点を組み込むための措置を講じて、農山漁村地域の女性に対する暴力と虐待、とりわけ労働者の権利、環境、土地、天然資源に係る問題に関する脅迫、嫌がらせ、暴力を防止する。また、暴力や虐待が迅速かつ公平に捜査され、加害者が釈明の義務を負わされるような措置を講じて、免責と闘う。

sss. 男性と男児を十分に巻き込んで、農山漁村地位に住む人を含むすべての女性と女兒のジェンダー平等とエンパワーメント、女性と女兒に対する公的・私的な場面でのあらゆる形態の差別と暴力の撲滅の達成に積極的に参加させる。男性と男児の役割と責任に関する国内政策とプログラムを策定、実施して、男女が育児・介護や家事の責任を平等に分担することを目指す。女性と女兒に対する暴力を許容する社会規範や、女性と女兒を男性と男児に従属するものとみなす考え方や社会規範をなくすために変化を起こす。そのために、たとえば、女性と女兒に対する差別を存続させる不平等な力関係、社会規範、慣習、固定観念など、ジェンダー不平等の根本原因を理解して対処する。また、女性と男性、女兒と男児の両方の利益のために、すべての女性と女兒のジェンダー平等とエンパワーメントを推進し達成するための取組みに男性を関与させる。

47. 委員会は、活動の基礎である「北京宣言及び行動綱領」のフォローアップにおける委員会の重要な役割を認識し、「2030 アジェンダ」の実施を国内・域内・グローバルレベルでレビューすることを通じて、すべての女性と女兒のジェンダー平等とエンパワーメントを取り上げて統合すること、並びに「北京行動綱領」のフォローアップとジェンダーに配慮した「2030 アジェンダ」のフォローアップの相乗効果を確保することが重要であることを強調する。

48. 委員会は、女性と女児のジェンダー平等とエンパワーメントを推進する国内メカニズムの権限と能力をあらゆるレベルで適宜強化するよう各国政府に求め、各国政府はできる限り高いレベルで、十分な財源をもってこれを認識しなければならない。また、労働・経済・金融関係の政府機関を含め、関連するすべての国内・地元機関にジェンダーの視点を取り入るよう求め、国家の計画、意思決定、政策の立案と実施、予算編成、制度的構造が、農山漁村地域に住む人を含めすべての女性と女児のジェンダー平等とエンパワーメントの達成に寄与することを目指す。

49. 委員会は、国際連合食料農業機関、国際農業開発基金、世界食糧計画などの国連諸機関に対してはそれぞれの権限の範囲内で、また、関連する国際金融機関と複数の利害関係者のプラットフォームに対しても、加盟各国の依頼に応じて、農山漁村のすべての女性と女児のジェンダー平等とエンパワーメントを達成するための取組みを支援するよう求める。

50. 委員会は、国際社会に対して国際協力を強化し、資源を農山漁村地域と持続可能な農業や漁業の開発、並びに発展途上国、とりわけ後発開発途上国の女性農民を中心とした小規模農家、牧畜民、漁師への支援につぎ込むよう奨励する。

51. 委員会は、国連決議 72/181 を想起し、人権の促進及び保護のための国内機関の地位に関する原則（パリ原則）を完全に遵守する国内人権機関があれば、経済社会理事会の手続きの規則に従って、第 63 回委員会への出席を含め、参加を促す方法を引き続き検討するよう事務局に奨励する。

52. 委員会は、農山漁村の女性と女児のジェンダー平等とエンパワーメントの達成などに向けて、「北京宣言及び行動綱領」の完全で効果的かつ迅速な実施と、「2030 アジェンダ」のジェンダーに対応した実施を支援するために、女性と女児のジェンダー平等とエンパワーメントの推進、各国からの依頼に基づいた加盟国と国内女性関連機構の支援、国連制度の調整、市民社会・民間セクター・雇用主組織・労働組合・その他の利害関係者のあらゆるレベルでの利用に関して、UN-Women が引き続き中心的役割を果たすよう求める。